身体拘束等の適正化のための指針

徳島赤十字ひのみね医療療育センター

令和５年４月作成

（施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）
第１条　身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

（身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項）
第２条　徳島赤十字ひのみね医療療育センター（以下　当センター：徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属支援施設及び徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院含む）では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組織する。
　なお、本委員会の責任者（委員長）は当センターの園長とし、虐待防止マネージャーを「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とする。
２ 身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に行う。
３ 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
４ 身体拘束適正化検討委員会は、年に１ 回以上委員長が招集し開催する。
５ 身体拘束適正化検討委員会では、次のような内容について協議する。
① 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関すること
② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）
第３条　職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。
２ 研修は、年１回以上行う。
３ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

（施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針）
第４条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告する。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

（身体拘束等発生時の対応に関する基本方針）

第５条　利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、組織として慎重に検討・決定する。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載する。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

様式１：「身体拘束等に関する説明・同意書」に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「安全対策（身体拘束）に関する同意書」を手交する。

③行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告する。

④必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。

身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、報告する。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第６条　利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設ＨＰにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項）

第７条　第３条に定める研修会のほか、関連団体等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

様式１

安全対策（身体拘束）に関する同意書

様

徳島赤十字ひのみね医療療育センター　園長

あなたの状態が下記の①②③に該当しているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限の身体拘束を行います。ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

①（切 迫 性）利用者本人または他の利用児者等の生命または危険がさらされる可能性が著しく高い
②（非代替性）身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
③（一 時 性）身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

個別の状況による拘束の必要な理由及び行為	□ 自傷や他害を防ぐために安全帯や薬により抑制する行為 □ 転倒・転落等の事故を防ぐために抑制する行為 □ 必要な医療の提供と安全確保のために抑制する行為 □ 異食や不潔行為を防ぐために抑制する行為 □ 生命の危険性を回避するために行動の範囲を抑制する行為 □ その他の行為
身体拘束の方法 ・拘束の時間帯 ・時間 ・場所 ・行為（部位・内容）	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	

上記のとおり説明いたしました。

西暦　　年　　月　　日

職　氏　名

職　氏　名

利用児者・家族（後見人）記入欄

上記の件について説明を受け、（　同意します　・　同意しません　）

西暦　　年　　月　　日

氏　　名

本人との続柄

日本赤十字社 Japanese Red Cross Society　恵島赤十字ひのみね医療療育センター

附則

この指針は、令和　４年　４月　１日より施行する。

この指針は、令和　５年　４月　１日より施行する。